

越境に関する覚書

法務一郎（以下「甲」という。）と法務次郎（以下「乙」という。）は、甲所有の別紙物件目録記載 1 の土地（以下「甲土地」という。）上にある甲所有の建物（以下「本件建物」という。）の一部が、乙所有の同記載 2 の土地（以下「乙土地」という。）上に越境していることを確認し、次のとおり合意した。

- 1 甲は、本件建物その他の甲土地上の工作物・造作物の改築、大規模修繕等を行う際には、甲の費用負担により、本件建物の越境部分を撤去し、越境状態を解消しなければならない。
- 2 乙は、前項の改築、大規模修繕等が行われるまでの間、甲が本件建物の越境部分を現状のまま使用することを認める。但し、乙が、将来、乙土地上に建物その他の造作物を建築・設置する際に支障となる場合には、甲は、その時点で、甲の費用負担により、本件建物の越境部分を撤去し、越境状態を解消しなければならない。
- 3 前 2 項に基づき、甲が、本件建物の越境部分を撤去するときは、乙に対し、事前に通知するものとする。
- 4 甲が甲土地若しくは本件建物を第三者に譲渡する場合又は乙が乙土地を第三者に譲渡する場合、本覚書に定められた甲又は乙の地位を、当該譲受人に承継させるものとする。
- 5 本覚書に定めのない事項については、民法その他関係法令又は慣習に従い、互いに誠意をもって協議するものとする。

令和 7 年 5 月 10 日

甲 住所
氏名 法務一郎 ⑩

乙 住所
氏名 法務次郎 ⑩

別紙物件目録（省略）